

# 千葉県報

号外  
令和5年3月31日

## 主要目次

選挙管理委員会告示	千葉県議会議員一般選挙及び千葉市議会議員一般選挙の期日等	投票及び開票の順序	千葉県議会議員一般選挙における開票事務を別に行う選挙会の選挙区	千葉県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	千葉県議会議員一般選挙における投票用紙の様式	千葉県議会議員一般選挙における千葉県選挙管理委員会委員長の執務場所	各選挙長告示	千葉県議会議員一般選挙長生郡選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙長生郡選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙千葉市中央区選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙千葉市中央区選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙千葉市花見川区選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙千葉市花見川区選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙千葉市稲毛区選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙千葉市稲毛区選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙千葉市若葉区選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙千葉市若葉区選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙千葉市緑区選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙千葉市緑区選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙千葉市美浜区選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙千葉市美浜区選挙区選挙長の執務場所		
一	三	三	四	五	六	六	六	六	六	六	六	六	七	七	七	七	七	七	七	七	八	八		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
千葉県議会議員一般選挙千葉市美浜区選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙銚子市・香取郡東庄町選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙銚子市・香取郡東庄町選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙市川市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙船橋市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙船橋市選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙館山市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙館山市選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙木更津市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙木更津市選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙松戸市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙松戸市選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙野田市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙野田市選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙茂原市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙茂原市選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙成田市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙成田市選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙成田市選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙東金市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙東金市選挙区選挙長の執務場所	千葉県議会議員一般選挙旭市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	千葉県議会議員一般選挙旭市選挙区選挙長の執務場所
八	八	八	九	九	九	九	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一二	一二	一二	

○	千葉県議会議員一般選挙習志野市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一六	○	千葉県議会議員一般選挙四街道市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一七
○	千葉県議会議員一般選挙習志野市選挙区選挙長の執務場所	一三	○	千葉県議会議員一般選挙四街道市選挙区選挙長の執務場所	一七
○	千葉県議会議員一般選挙柏市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一三	○	千葉県議会議員一般選挙袖ヶ浦市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一七
○	千葉県議会議員一般選挙柏市選挙区選挙長の執務場所	一三	○	千葉県議会議員一般選挙袖ヶ浦市選挙区選挙長の執務場所	一七
○	千葉県議会議員一般選挙勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一三	○	千葉県議会議員一般選挙八街市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一七
○	千葉県議会議員一般選挙勝浦市選挙長の執務場所	一三	○	千葉県議会議員一般選挙八街市選挙区選挙長の執務場所	一七
○	千葉県議会議員一般選挙市原市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一四	○	千葉県議会議員一般選挙印西市・印旛郡栄町選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一八
○	千葉県議会議員一般選挙市原市選挙区選挙長の執務場所	一四	○	千葉県議会議員一般選挙印西市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一八
○	千葉県議会議員一般選挙流山市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一四	○	千葉県議会議員一般選挙白井市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一八
○	千葉県議会議員一般選挙流山市選挙区選挙長の執務場所	一四	○	千葉県議会議員一般選挙白井市選挙区選挙長の執務場所	一八
○	千葉県議会議員一般選挙八千代市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一四	○	千葉県議会議員一般選挙富里市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一八
○	千葉県議会議員一般選挙八千代市選挙区選挙長の執務場所	一四	○	千葉県議会議員一般選挙富里市選挙区選挙長の執務場所	一八
○	千葉県議会議員一般選挙我孫子市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一五	○	千葉県議会議員一般選挙匝瑳市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一九
○	千葉県議会議員一般選挙我孫子市選挙区選挙長の執務場所	一五	○	千葉県議会議員一般選挙匝瑳市選挙区選挙長の執務場所	一九
○	千葉県議会議員一般選挙鴨川市・南房総市・安房郡選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一五	○	千葉県議会議員一般選挙香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一九
○	千葉県議会議員一般選挙鴨川市選挙長の執務場所	一五	○	千葉県議会議員一般選挙香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区選挙長の執務場所	一九
○	千葉県議会議員一般選挙鎌ヶ谷市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一五	○	千葉県議会議員一般選挙山武市・山武郡選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一九
○	千葉県議会議員一般選挙鎌ヶ谷市選挙区選挙長の執務場所	一五	○	千葉県議会議員一般選挙山武市・山武郡選挙区選挙長の執務場所	一九
○	千葉県議会議員一般選挙君津市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一六	○	千葉県議会議員一般選挙大網白里市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	二〇
○	千葉県議会議員一般選挙君津市選挙区選挙長の執務場所	一六	○	千葉県議会議員一般選挙大網白里市選挙区選挙長の執務場所	二〇
○	千葉県議会議員一般選挙富津市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一六			
○	千葉県議会議員一般選挙富津市選挙区選挙長の執務場所	一六			
○	千葉県議会議員一般選挙浦安市選挙区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	一六			
○	千葉県議会議員一般選挙浦安市選挙区選挙長の執務場所	一六			
○	千葉県議会議員一般選挙浦安市選挙区選挙長の執務場所	一六			

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第十三号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(令和四年法律第八十四号)第一条第一項及び第四条第二項の規定により、千葉県議会議員一般選挙及び

千葉県議会議員一般選挙を次のとおり同時に行う。

令和五年三月三十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

- 一 選挙の期日 令和五年四月九日
- 二 各選挙区において選挙すべき議員の数

1 千葉県議会議員一般選挙

選挙区	選挙すべき議員の数
長生郡選挙区	一人
千葉市中央区選挙区	三人
千葉市花見川区選挙区	三人
千葉市稲毛区選挙区	二人
千葉市若葉区選挙区	二人
千葉市緑区選挙区	二人
千葉市美浜区選挙区	二人
銚子市・香取郡東庄町選挙区	二人
市川市選挙区	六人
船橋市選挙区	七人
館山市選挙区	一人
木更津市選挙区	二人
松戸市選挙区	七人
野田市選挙区	二人
茂原市選挙区	二人
成田市選挙区	二人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	三人
東金市選挙区	一人
旭市選挙区	一人
習志野市選挙区	二人
柏市選挙区	五人
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区	二人
市原市選挙区	四人
流山市選挙区	三人
八千代市選挙区	三人
我孫子市選挙区	二人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	二人
鎌ヶ谷市選挙区	二人

2 千葉県議会議員一般選挙

選挙区	選挙すべき議員の数
君津市選挙区	二人
富津市選挙区	一人
浦安市選挙区	二人
四街道市選挙区	二人
袖ヶ浦市選挙区	一人
八街市選挙区	一人
印西市・印旛郡栄町選挙区	二人
白井市選挙区	一人
富里市選挙区	一人
匝瑳市選挙区	一人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	二人
山武市・山武郡選挙区	二人
大網白里市選挙区	一人
中央区選挙区	一人
花見川区選挙区	九人
稲毛区選挙区	八人
若葉区選挙区	七人
緑区選挙区	七人
美浜区選挙区	八人

千葉県選挙管理委員会告示第十四号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙及び千葉市議会議員一般選挙において、これらの選挙の投票用紙の交付を同時に行う投票所以外の投票所における投票の順序は次のとおりとし、開票は同時に行う。

令和五年三月三十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

- 一 千葉県議会議員一般選挙
- 二 千葉県議会議員一般選挙

千葉県選挙管理委員会告示第十五号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における開票事務を別に行う選挙会の選挙区は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

区、匝瑳市選挙区及び大網白里市選挙区

千葉県中央区選挙区、千葉県花見川区選挙区、千葉県稲毛区選挙区、千葉県若葉区選挙区、千葉県緑区選挙区、千葉県美浜区選挙区、市川市選挙区、船橋市選挙区、館山市選挙区、木更津市選挙区、松戸市選挙区、野田市選挙区、茂原市選挙区、成田市選挙区、東金市選挙区、旭市選挙区、習志野市選挙区、柏市選挙区、市原市選挙区、流山市選挙区、八千代市選挙区、我孫子市選挙区、鎌ヶ谷市選挙区、君津市選挙区、富津市選挙区、浦安市選挙区、四街道市選挙区、袖ヶ浦市選挙区、八街市選挙区、白井市選挙区、富里市選挙区

千葉県選挙管理委員会告示第十六号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙の各選挙区における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。  
令和五年三月三十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

選挙区	場所	日	時
長生郡選挙区	茂原市 長生合同庁舎四階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
千葉県中央区選挙区	千葉県庁本庁舎五階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
千葉県花見川区選挙区	千葉県庁本庁舎五階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
千葉県稲毛区選挙区	千葉県庁本庁舎五階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
千葉県若葉区選挙区	千葉県庁本庁舎五階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時三十分
千葉県緑区選挙区	千葉県庁本庁舎五階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時三十分
千葉県美浜区選挙区	千葉県庁本庁舎五階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時三十分
銚子市・香取郡東庄町選挙区	旭市 海匝合同庁舎大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
市川市選挙区	船橋市 中央公民館五階第三・第四集会室	令和五年四月十一日	午前十時
船橋市選挙区	船橋市 中央公民館五階第三・第四集会室	令和五年四月十一日	午前十時
館山市選挙区	館山市 安房合同庁舎三階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
木更津市選挙区	木更津市 君津合同庁舎四階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
松戸市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日	午前十時
野田市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日	午前十時
茂原市選挙区	茂原市 長生合同庁舎四階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
成田市選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
東金市選挙区	東金市 東金合同庁舎第一会議室	令和五年四月十一日	午前十時
旭市選挙区	旭市 海匝合同庁舎大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
習志野市選挙区	船橋市 中央公民館五階第三・第四集会室	令和五年四月十一日	午前十時三十分
柏市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日	午前十時三十分
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区	夷隅郡大多喜町 夷隅合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日	午前十時
市原市選挙区	千葉県庁本庁舎五階大会議室	令和五年四月十一日	午前十一時
流山市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日	午前十時三十分
八千代市選挙区	船橋市 中央公民館五階第三・第四集会室	令和五年四月十一日	午前十時三十分
我孫子市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日	午前十一時

鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	館山市 安房合同庁舎三階大会議室	令和五年四月十一日午前十時
鎌ヶ谷市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日午前十一時
君津市選挙区	木更津市 君津合同庁舎四階大会議室	令和五年四月十一日午前十時
富津市選挙区	木更津市 君津合同庁舎四階大会議室	令和五年四月十一日午前十時三十分
浦安市選挙区	船橋市 中央公民館五階第三・第四集会室	令和五年四月十一日午前十一時
四街道市選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日午前十時三十分
袖ヶ浦市選挙区	木更津市 君津合同庁舎四階大会議室	令和五年四月十一日午前十時三十分
八街市選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日午前十時三十分
印西市・印旛郡栄町選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日午前十一時
白井市選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日午前十一時
富里市選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日午前十一時三十分
匝瑳市選挙区	旭市 海匝合同庁舎大会議室	令和五年四月十一日午前十時
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	香取市 香取合同庁舎四階大会議室	令和五年四月十一日午前十時
山武市・山武郡選挙区	東金市 東金合同庁舎第一会議室	令和五年四月十一日午前十時
大網白里市選挙区	東金市 東金合同庁舎第一会議室	令和五年四月十一日午前十時三十分

千葉県選挙管理委員会告示第十七号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における千葉県議会議員選挙公報の発行に関する条例(昭和五十七年千葉県条例第二十九号)第四条第二項の規定による選挙公報掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 日時 令和五年三月三十一日 午後五時三十分

二 場所

選挙区	場所
長生郡選挙区	茂原市 長生合同庁舎四階大会議室
千葉市中央区選挙区	千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会
千葉市花見川区選挙区	千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会
千葉市稲毛区選挙区	千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会
千葉市若葉区選挙区	千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会
千葉市緑区選挙区	千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会
千葉市美浜区選挙区	千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会
銚子市・香取郡東庄町選挙区	旭市 海匝合同庁舎大会議室
市川市選挙区	船橋市 船橋商工会議所六階六〇二号室

船橋市選挙区	船橋市 船橋商工会議所六階六〇二号室	令和五年四月十一日午前十時
館山市選挙区	館山市 安房合同庁舎三階大会議室	令和五年四月十一日午前十一時
木更津市選挙区	木更津市 君津合同庁舎四階大会議室	令和五年四月十一日午前十時
松戸市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日午前十一時
野田市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日午前十一時
茂原市選挙区	茂原市 長生合同庁舎四階大会議室	令和五年四月十一日午前十一時三十分
成田市選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日午前十時
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日午前十時
東金市選挙区	東金市 東金合同庁舎第一会議室	令和五年四月十一日午前十時
旭市選挙区	旭市 海匝合同庁舎大会議室	令和五年四月十一日午前十時
習志野市選挙区	船橋市 船橋商工会議所六階六〇二号室	令和五年四月十一日午前十時
柏市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日午前十時
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区	夷隅郡大多喜町 夷隅合同庁舎二階大会議室	令和五年四月十一日午前十時
市原市選挙区	千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会	令和五年四月十一日午前十時
流山市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日午前十時
八千代市選挙区	船橋市 船橋商工会議所六階六〇二号室	令和五年四月十一日午前十時
我孫子市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日午前十時
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	館山市 安房合同庁舎三階大会議室	令和五年四月十一日午前十一時
鎌ヶ谷市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第一会議室	令和五年四月十一日午前十一時

君津市選挙区	木更津市	君津合同庁舎四階大会議室
富津市選挙区	木更津市	君津合同庁舎四階大会議室
浦安市選挙区	船橋市	船橋商工会議所六階六〇二号室
四街道市選挙区	佐倉市	印旛合同庁舎二階大会議室
袖ヶ浦市選挙区	木更津市	君津合同庁舎四階大会議室
八街市選挙区	佐倉市	印旛合同庁舎二階大会議室
印西市・印旛郡栄町選挙区	佐倉市	印旛合同庁舎二階大会議室
白井市選挙区	佐倉市	印旛合同庁舎二階大会議室
富里市選挙区	佐倉市	印旛合同庁舎二階大会議室
匝瑳市選挙区	旭市	海匝合同庁舎大会議室
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	香取市	香取合同庁舎四階大会議室
山武市・山武郡選挙区	東金市	東金合同庁舎第一会議室
大網白里市選挙区	東金市	東金合同庁舎第一会議室

千葉県選挙管理委員会告示第十八号  
 令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

**令和五年執行  
千葉県議会議員選挙投票**

○注意  
 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

千葉県選挙管理委員会之印

備考

- 鶯色地に黒刷りとする。
- 点字投票用紙には「点字投票」と表示し、点字で「ケンギ」と表示する。

千葉県選挙管理委員会告示第十九号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日  
 千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹  
 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

各選挙長告示

千葉県議会議員一般選挙長生郡選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における長生郡選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙長生郡選挙区選挙長 海寶 伸夫

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	茂原市 長生地域 振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙長生郡選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙長生郡選挙区選挙長 海寶 伸夫  
 茂原市 長生地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、長生合同庁舎四階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙千葉市中央区選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における千葉市中央区選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場

所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市中央区選挙区選挙長

菊地 秀樹

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内 千葉 県選挙管理委員会	令和五年四月六日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙千葉市中央区選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市中央区選挙区選挙長

菊地 秀樹

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和五年三月三十一日については、千葉県自治会館九階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙千葉市花見川区選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における千葉市花見川区選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市花見川区選挙区選挙長

菊地 秀樹

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内 千葉 県選挙管理委員会	令和五年四月六日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙千葉市花見川区選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市花見川区選挙区選挙長

菊地 秀樹

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和五年三月三十一日については、千葉県自治会館九階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙千葉市稲毛区選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における千葉市稲毛区選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市稲毛区選挙区選挙長

菊地 秀樹

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内 千葉 県選挙管理委員会	令和五年四月六日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙千葉市稲毛区選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市稲毛区選挙区選挙長

菊地 秀樹

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和五年三月三十一日については、千葉県自治会館九階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙千葉市若葉区選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における千葉市若葉区選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市若葉区選挙区選挙長

菊地 秀樹

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		千葉県庁内	千葉	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙千葉市若葉区選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市若葉区選挙区選挙長

菊地 秀樹

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和五年三月三十一日については、千葉県自治会館九階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙千葉市緑区選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における千葉市緑区選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市緑区選挙区選挙長

菊地 秀樹

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		千葉県庁内	千葉	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙千葉市緑区選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のと

おりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市緑区選挙区選挙長

菊地 秀樹

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和五年三月三十一日については、千葉県自治会館九階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙千葉市美浜区選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における千葉市美浜区選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市美浜区選挙区選挙長

菊地 秀樹

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		千葉県庁内	千葉	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙千葉市美浜区選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙千葉市美浜区選挙区選挙長

菊地 秀樹

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和五年三月三十一日については、千葉県自治会館九階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙銚子市・香取郡東庄町選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における銚子市・香取郡東庄町選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日



千葉県議会議員一般選挙銚子市・香取郡東庄町選挙区選挙長

千脇 俊秀

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		旭市	海匝地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙銚子市・香取郡東庄町選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙銚子市・香取郡東庄町選挙区選挙長

千脇 俊秀

旭市 海匝地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、海匝合同庁舎大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙市川市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における市川市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙市川市選挙区選挙長 荒木 稔

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		船橋市	葛南地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙市川市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙市川市選挙区選挙長 荒木 稔

船橋市 葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、船橋商工会議所六階六〇二号室とする。

千葉県議会議員一般選挙船橋市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における船橋市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙船橋市選挙区選挙長 荒木 稔

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		船橋市	葛南地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙船橋市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙船橋市選挙区選挙長 荒木 稔

船橋市 葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、船橋商工会議所六階六〇二号室とする。

千葉県議会議員一般選挙館山市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における館山市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙館山市選挙区選挙長 藤井 浩一

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		館山市	安房地域	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右	振興事務所企画課	令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙館山市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙館山市選挙区選挙長 藤井 浩一

館山市 安房地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、安房合同庁舎三階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙木更津市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における木更津市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙木更津市選挙区選挙長 井上 宣之

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		木更津市	君津地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙木更津市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙木更津市選挙区選挙長 井上 宣之

木更津市 君津地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、君津合同庁舎四階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙松戸市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における松戸市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙松戸市選挙区選挙長 河南 康広

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		松戸市	東葛飾地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙松戸市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙松戸市選挙区選挙長 河南 康広

松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、東葛飾合同庁舎六階第一会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙野田市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における野田市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び

日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙野田市選挙区選挙長 河南 康広

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		松戸市	東葛飾地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙野田市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙野田市選挙区選挙長 河南 康広

松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、東葛飾合同庁舎六階第一会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙茂原市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における茂原市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙茂原市選挙区選挙長 海寶 伸夫

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		茂原市	長生地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙茂原市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙茂原市選挙区選挙長 海寶 伸夫

茂原市 長生地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、長生合同庁舎四階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙成田市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における成田市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙成田市選挙区選挙長 根岸 浩和

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		佐倉市	印旛地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙成田市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙成田市選挙区選挙長 根岸 浩和

佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、印旛合同庁舎二階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを

行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区選挙長

根岸 浩和

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		佐倉市	印旛地域 振興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後 五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区選挙長

根岸 浩和

佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、印旛合同庁舎二階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙東金市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における東金市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙東金市選挙区選挙長 加賀谷 美弥子

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		東金市	山武地域 振興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後 五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙東金市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙東金市選挙区選挙長 加賀谷 美弥子

東金市 山武地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、東金合同庁舎第一会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙旭市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における旭市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙旭市選挙区選挙長 千脇 俊秀

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		旭市	海匝地域振 興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後 五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙旭市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙旭市選挙区選挙長 千脇 俊秀

旭市 海匝地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、海匝合同庁舎大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙習志野市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における習志野市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条にお

いて準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙習志野市選挙区選挙長 荒木 稔

区	分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		船橋市 葛南地域 振興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右	令和五年四月六日午後 五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙習志野市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙習志野市選挙区選挙長 荒木 稔

船橋市 葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、船橋商工会議所六階六〇二号室とする。

千葉県議会議員一般選挙柏市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における柏市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙柏市選挙区選挙長 河南 康広

区	分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		松戸市 東葛飾地域 振興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右	令和五年四月六日午後 五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙柏市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙柏市選挙区選挙長 河南 康広

松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、東葛飾合同庁舎六階第一会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区選挙長 能條 靖雄

区	分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		夷隅郡大多喜町 夷隅地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右	令和五年四月六日午後 五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区選挙長 能條 靖雄

夷隅郡大多喜町 夷隅地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、夷隅合同庁舎二階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙市原市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における市原市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙市原市選挙区選挙長

菊地 秀樹

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		千葉県庁内	千葉選挙管理委員会	令和五年四月六日午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙市原市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙市原市選挙区選挙長

菊地 秀樹

千葉県庁内 千葉選挙管理委員会。ただし、令和五年三月三十一日については、千葉県自治会館九階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙流山市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における流山市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙流山市選挙区選挙長

河南 康広

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		松戸市	東葛飾地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	

六十二条第四項の規定によるくじ

法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ

同右

事実発生の都度

五時四十分

千葉県議会議員一般選挙流山市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙流山市選挙区選挙長

河南 康広

松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、東葛飾合同庁舎六階第一会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙八千代市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における八千代市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙八千代市選挙区選挙長

荒木 稔

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		船橋市	葛南地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙八千代市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙八千代市選挙区選挙長

荒木 稔

船橋市 葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、船橋商工会議所六階六〇二号室とする。

千葉県議会議員一般選挙我孫子市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における我孫子市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙我孫子市選挙区選挙長

河南 康広

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		松戸市	東葛飾地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙我孫子市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙我孫子市選挙区選挙長

河南 康広

松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、東葛飾合同庁舎六階第一会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙鴨川市・南房総市・安房郡選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における鴨川市・南房総市・安房郡選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙鴨川市・南房総市・安房郡選挙区選挙長

藤井 浩一

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		館山市	安房地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後	五時三十分

法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙鴨川市・南房総市・安房郡選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙鴨川市・南房総市・安房郡選挙区選挙長

藤井 浩一

館山市 安房地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、安房合同庁舎三階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙鎌ヶ谷市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における鎌ヶ谷市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙鎌ヶ谷市選挙区選挙長

河南 康広

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		松戸市	東葛飾地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後	五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙鎌ヶ谷市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙鎌ヶ谷市選挙区選挙長

河南 康広

松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、東葛飾合同庁舎六階第一会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙君津市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における君津市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙君津市選挙区選挙長 井上 宣之

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		木更津市	君津地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙君津市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙君津市選挙区選挙長 井上 宣之

木更津市 君津地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、君津合同庁舎四階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙富津市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における富津市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙富津市選挙区選挙長 井上 宣之

区	分	場	所	日	時
千葉県議会議員一般選挙富津市選挙区選挙長				井上 宣之	

法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ

木更津市 君津地域振興事務所企画課

令和五年四月六日午後五時三十分

法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ

同右

令和五年四月六日午後五時四十分

法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ

同右

事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙富津市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙富津市選挙区選挙長 井上 宣之

木更津市 君津地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、君津合同庁舎四階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙浦安市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における浦安市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙浦安市選挙区選挙長 荒木 稔

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		船橋市	葛南地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員一般選挙浦安市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日



千葉県議会議員一般選挙浦安市選挙区選挙長 荒木 稔  
 船橋市 葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、船橋  
 商工会議所六階六〇二号室とする。

**千葉県議会議員一般選挙四街道市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における四街道市選挙区の選挙立会人  
 について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条にお  
 いて準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及  
 び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙四街道市選挙区選挙長 根岸 浩和

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第 六十二条第二項の規定によるくじ		佐倉市	印旛地域 振興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分	
法第七十六条において準用する法第 六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後 五時四十分	
法第七十六条において準用する法第 六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

**千葉県議会議員一般選挙四街道市選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のと  
 おりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙四街道市選挙区選挙長 根岸 浩和

佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、印旛  
 合同庁舎二階大会議室とする。

**千葉県議会議員一般選挙袖ヶ浦市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における袖ヶ浦市選挙区の選挙立会人  
 について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条にお  
 いて準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及  
 び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙袖ヶ浦市選挙区選挙長 井上 宣之

区	分	場	所	日	時
千葉県議会議員一般選挙袖ヶ浦市選挙区選挙長				井上 宣之	

法第七十六条において準用する法第  
六十二条第二項の規定によるくじ  
 木更津市 君津地  
域振興事務所企画  
課  
 令和五年四月六日午後  
五時三十分

法第七十六条において準用する法第 六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後 五時四十分
法第七十六条において準用する法第 六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

**千葉県議会議員一般選挙袖ヶ浦市選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のと  
 おりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙袖ヶ浦市選挙区選挙長 井上 宣之

木更津市 君津地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、君  
 津合同庁舎四階大会議室とする。

**千葉県議会議員一般選挙八街市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における八街市選挙区の選挙立会人  
 について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条にお  
 いて準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及  
 び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙八街市選挙区選挙長 根岸 浩和

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第 六十二条第二項の規定によるくじ		佐倉市	印旛地域 振興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分	
法第七十六条において準用する法第 六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和五年四月六日午後 五時四十分	
法第七十六条において準用する法第 六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

**千葉県議会議員一般選挙八街市選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のと  
 おりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙八街市選挙区選挙長 根岸 浩和  
 佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、印旛合同庁舎二階大会議室とする。

**千葉県議会議員一般選挙印西市・印旛郡栄町選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における印西市・印旛郡栄町選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙印西市・印旛郡栄町選挙区選挙長

根岸 浩和

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	佐倉市 印旛地域 振興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後 五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

**千葉県議会議員一般選挙印西市・印旛郡栄町選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙印西市・印旛郡栄町選挙区選挙長

根岸 浩和

佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、印旛合同庁舎二階大会議室とする。

**千葉県議会議員一般選挙白井市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における白井市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙白井市選挙区選挙長 根岸 浩和

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	佐倉市 印旛地域 振興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後 五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

**千葉県議会議員一般選挙白井市選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙白井市選挙区選挙長 根岸 浩和

佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、印旛合同庁舎二階大会議室とする。

**千葉県議会議員一般選挙富里市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における富里市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙富里市選挙区選挙長 根岸 浩和

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	佐倉市 印旛地域 振興事務所企画課	令和五年四月六日午後 五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後 五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

**千葉県議会議員一般選挙富里市選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日  
 千葉県議会議員一般選挙富里市選挙区選挙長 根岸 浩和  
 佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、印旛合同庁舎二階大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙匝瑳市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における匝瑳市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙匝瑳市選挙区選挙長 千脇 俊秀

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	旭市 海匝地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙匝瑳市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙匝瑳市選挙区選挙長 千脇 俊秀

旭市 海匝地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、海匝合同庁舎大会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区選挙長

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

香取市 香取地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、香取合同庁舎四階大会議室とする。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区選挙長

鵜澤 広司

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	香取市 香取地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙山武市・山武郡選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における山武市・山武郡選挙区の選挙立会人について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙山武市・山武郡選挙区選挙長 加賀谷 美弥子

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	東金市 山武地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙山武市・山武郡選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のと

おりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙山武市・山武郡選挙区選挙長 加賀谷 美弥子

東金市 山武地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、東金合同庁舎第一会議室とする。

千葉県議会議員一般選挙大網白里市選挙区選挙長告示第一号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における大網白里市選挙区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所以及日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙大網白里市選挙区選挙長 加賀谷 美弥子

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	東金市 山武地域振興事務所企画課	令和五年四月六日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和五年四月六日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員一般選挙大網白里市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議員一般選挙大網白里市選挙区選挙長 加賀谷 美弥子

東金市 山武地域振興事務所企画課。ただし、令和五年三月三十一日については、東金合同庁舎第一会議室とする。

購読料 本号 一部

六〇円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八